

株式会社ケーブルテレビ佐伯 CTS-WiMAXサービス加入契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社ケーブルテレビ佐伯(以下「当社」といいます。))は、このCTS-WiMAXサービス契約約款(以下「約款」といいます)を定め、これによりCTS-WiMAXサービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款では、ケーブルインターネット加入契約約款第3条(用語の定義)に加えて、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 無線基地局設備	無線回線を収容するために設置される交換設備(その交換設備に接続される設備も含みます)
2. 提供区域	当社が設置する無線基地局設備から電波の届く範囲
3. 端末装置・ドングル及びWiFi-GW	当社の無線基地局設備と通信する機能を有し、業務区域において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置

第2章 契約

(CTS-WiMAXサービスの種別、品目等)

第4条 契約には、料金表に規定する種別、品目等があります。

(契約の単位)

第5条 当社は契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。
2. 本サービスではメールサービス(ホームページ容量利用)は行いません。

(最低利用期間)

第6条 本サービスには、当社が別に定める最低利用期間があります。
2. キャンペーン時や、割引期間中に限り、別途契約条件があります。

(契約申込みの方法)

第7条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を当社、または当社指定の代理店を通じて提出していただきます。

1. 料金表に定める本サービスの種別、品目等
2. その他本サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約申込みの承諾)

第8条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの提供又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
- (2) 契約の申込みをした者が本サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (4) 前条に基づき提出された契約申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
- (5) 契約の申し込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止またはその契約の解除を受けたことがあるとき。

(認証識別番号)

第9条 本サービスの認証識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。
2. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの認証識別番号を変更することがあります。
3. 前項の規定により、本サービスの認証識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(WiMAX無線通信サービスの種類等の変更)

第10条 契約者は、料金表に規定する本サービスの種別、品目等の変更の請求をすることができます。
2. 前項の請求の方法及びその承諾については、第7条(契約申込みの方法)及び第8条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。
3. 変更に伴い発生する手続きに関する費用に関しては第30条(手続きに関する料金等の支払い義務)の規定によるものとします。

(契約の成立)

第11条 契約は、申込者に対して認証識別番号を発行したときに成立するものとします。

(利用開始日)

第12条 本サービスの利用開始日は申込者に対して認証識別番号を発行した日とするものとします。

(WiMAX無線通信サービスの利用の一時中断)

第13条 当社は、契約者からの請求があったときは、当社が別に定める一定期間において本サービスの利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。
2. サービスを休止する場合、契約者は第30条(手続きに関する料金等の支払い義務)の規定による料金を支払うものとします。
3. 休止後、サービスの休止再開をする場合は、契約者は当社所定の方法で、その旨を申し出るものとします。尚、当社は申し出により、サービスの提供に必要な工事を行い、その費用は契約者が負担するものとします。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第14条 契約者は、氏名、名称、住所、電話番号等に変更があったときは、そのことを速やかに当社所定の方法で届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず、届出がないときは、第9条(認証識別番号)第18条(当社が行う契約の解除)、第20条(移動無線装置の貸与)、第22条(利用中止)、および第23条(利用停止)に規定する通知については、当社が届出を受けている氏名、名称、住所への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

(その他の契約内容の変更)

第15条 当社は、契約者から請求があったときは、第7条(契約申込みの方法)に規定する契約内容の変更を行います。
2. 前項の請求があったときは、当社は、第8条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(譲渡の禁止)

第16条 契約者が契約に基づいて、本サービスを受ける権利を、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第17条 契約者は、契約を解除しようとする場合は、10日以上前に当社所定の方法で、その旨を申し出るものとします。
2. 契約を解除する場合、事務手数料の払い戻しはいたしません。
3. 契約を解除する場合、契約者は第27条(利用料等の支払い義務)の規定による料金を支払うものとします。
4. 当社にて貸与している機器の撤去については、2,000円(税別)が必要となります。

(当社が行う契約の解除)

第18条 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。
(1) 料金その他の債務について、支払を2ヶ月以上遅延したとき。(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業者以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
(2) 契約の申込にあたって、当社所定の書面に事実を反する記載を行ったこと等が判明したとき。
(3) 第41条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
(4) 電気通信事業法又は電気通信事業法施工規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
(5) 電気通信事業法又は電気通信事業法施工規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
(6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
(7) 契約者に、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたとき。
2. 当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で本サービスの継続ができなるとき。
3. 当社は、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第3章 付加機能

(付加機能の提供等)

第19条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。
2. 付加機能の提供に必要な料金に関しては第27条(利用料等の支払い義務)、第30条(手続きに関する料金等の支払い義務)の規定によるものとします。

(移動無線装置の貸与)

第20条 移動無線装置を当社から貸与する場合は、移動無線装置は当社の所有とします。
2. 次の場合には、契約者は移動端末装置を速やかに返還していただきます。
(1) 本サービスの解除があったとき。
(2) 利用休止を請求し、その承諾を得たとき。
(3) その他移動端末装置を利用しなくなったとき。
3. 加入者は使用上の注意事項を遵守して維持管理するものとします。
4. 加入者の故意又は過失により破損または紛失した場合は、修理・補填に要する費用は加入者が負担するものとする。
(修復・補填に要する費用)ドングル:30,000円(税別)、WiFi-GW:50,000円(税別)

(移動無線装置)

第21条 契約者が利用する移動無線装置は、当社が貸与した移動無線装置または技術基準等に適合している移動無線装置を利用していただきます。技術基準適合等に適合していない場合はその移動無線装置の利用の停止または契約の解除をおこないます。
2. 移動無線装置の貸与を受けている契約者は、その移動無線装置を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
3. 移動無線装置の貸与を受けている契約者は、移動無線装置について盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
4. 当社は、第三者が移動無線装置を利用した場合であっても、その移動無線装置によって契約している契約者が利用したものとみなして取り扱います。
5. 移動無線装置の盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等については、契約者の自己負担となります。
6. 当社は、契約者が利用する移動無線装置に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にその移動無線装置の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合を除き検査を受けることを承諾していただきます。検査を行った結果、移動無線装置が技術基準等に適合していると認められないときは、その移動無線装置の利用停止または契約の解除をおこないます。

第4章 利用中止及び利用の制約、制限

(利用中止)

第22条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工地上やむを得ないとき。
(2) 第24条(利用の制約、制限)の規定により本サービスの利用を中止するとき。
(3) 第一種電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき。
2. 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
3. 前2項の規定により、本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、1ヶ月以内で当社が定める期間(その本サービスの料金その他の債務(この約款により支払を要することとなったもの)に限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、その本サービスの利用を停止することがあります。
(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業者以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
(2) 契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実を反する記載を行ったこと等が判明したとき。

- (3) 第41条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めるとき。
 - (4) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
 - (6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
2. 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用の制約、制限)

- 第24条** 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって電気通信事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
- 2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
 - 3. 本サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
 - 4. 無線区間(契約者回線に係る部分とします。以下同じとします。)における通信については、IEE802.16eに規定する方式によりセキュリティを確保しますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
 - 5. 本サービス契約者は、無線回線を使用することができない場合においては、本サービスを利用することはできません。
 - 6. 本サービスにおいては、次に挙げる理由により、その無線回線による通信の伝送速度が低下もしくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は本サービスが全く利用できない状態(通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下「無線特性に起因する事象」といいます。)となることがあります。
 - (1) 無線回線に係る回線距離及び無線基地局設備の設備状況
 - (2) 他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備からの信号漏洩による電波障害及び電波干渉等
 - (3) 電気製品及び特殊医療機器等からの電磁波等による電波障害及び電波干渉等
 - (4) 遮蔽物による電波障害
 - (5) 無線回線の終端に接続される移動無線装置の故障
 - 7. 当社は、技術上のやむを得ない理由等により、事前の通知なく、無線基地局設備の点検又は全部若しくは一部を移設、増設若しくは減設(以下「移設等」といいます。)することがあります。この場合、提供区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
 - 8. 当社は、前項の規定により無線基地局設備の点検又は移設等を行うときは、あらかじめそのことを本サービス契約者に通知します。
 - 9. 通信は、その移動無線装置が当社が別に定める本サービス提供区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、その提供区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続に伴う通信)

- 第25条** 相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。
- 2. 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信(この約款で提供する本サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。)を行うことはできません。

第5章 料金等

(料金の適用)

- 第26条** 当社が提供する本サービスの料金は、事務手数料、利用料、移動無線装置、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表(料金表及び当社が別に定める電気通信事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。)に定めるところによります。
- 2. 料金の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。

(利用料等の支払義務)

- 第27条** 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日(付加機能又は移動無線装置の貸与についても同様)の翌月から起算して、契約の解除若しくは休止があった日の属する月の末日までの(付加機能又は移動無線装置の廃止についても同様)期間について、当社が提供する本サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料(以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。)の支払いを要します。
- 2. 契約者は月途中に本サービスの種別、品目、数量等の変更等の請求を行い、当社がこれを承諾したとき、その変更を行った本サービスの、その月の利用料等に関しては、変更前の利用料等を適用するものとします。
 - 3. 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
 - 4. 契約者は、次の表に掲げる場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区 別	
1. 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(次号に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)
2. 当社の故意、または重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての利用料等。

- 5. 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(事務手数料の支払義務)

第28条 契約者は、第7条(契約申込みの方法)の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する事務手数料の支払を要します。

(工事に関する費用の支払義務)

- 第29条** 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
- 2. 工事の着手完了後に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

(手続に関する料金の支払義務)

第30条 契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(割増金)

第31条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金とし、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

- 第32条** 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。
- 2. 加入者が利用料の支払を1ヶ月以上延滞した場合は加入者の催促のうえ、サービスを停止し、貸与している受信端末機の返却をCTSは求めるものとします。また、サービスの再開は、延滞した金額の全てを支払った後、再開するものとします。

第6章 保守

(当社の維持責任)

第33条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第34条 契約者は、端末装置・ドングル又は自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

(設備の修理又は復旧)

- 第35条** 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。
- 2. 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第33条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係わる電気通信設備を当社が別に定めるところにより修理または復旧します。

(修理または復旧の場合の暫定措置)

第36条 当社は、当社の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的に認証用識別番号を変更することがあります。

(契約者の切分け責任)

- 第37条** 契約者は、当社の本サービスが利用できなくなったときは、自営端末設備、自営電気通信設備等に故障がないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2. 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社が別に定める代理店又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
 - 3. 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

- 第38条** 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのCTS-WiMAX接続サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間について、24時間ごとに日数を計算し(24時間未満は日数に加えません。)、その日数に対応するその期間中のCTS-WiMAX接続サービスの利用等の料金(料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料等については、当社の本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1の暦月の起算日(当社契約ごとに定める毎暦月の一定の日を言います。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前6料金月の1日当たりの平均利用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - 3. 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。(利用料金に限り責任を負います。)
 - 4. 他の電気通信事業者の責めに帰する事由により、当社の本サービスを提供できなかったとき、当社は契約者の請求に基づき、他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度として、契約者に対する損害額を適正に算出し辞意証します。
 - 5. 前4項の規定に関わらず、当社は、当社の本サービスの利用により発生した契約者第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害、及び当社の本サービスを利用できなかったことにより生じた契約者第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

(免責)

- 第39条** 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、第38条(責任の制限)の規定によるほか、以下に該当する場合は何らの責任も負いません。又、損害賠償には応じません。
- (1) 天災気象状況、事変による機能停止及び障害
 - (2) 停電による機能停止及び障害
 - (3) 伝送路施設及び利用者施設並びに受信機などに起因する事故
 - (4) 当社施設の維持管理の必要上、当社サービスが一時的に停止する場合
 - (5) その他、当社の責に帰する事の出来ない事由

- 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準の変更により、現に加入者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
- 当社は、当社が貸与する端末設備装置を除き、契約者が使用する機器、ソフトウェア等の動作保証はしません。

第8章 雑則

(承諾の限界)

- 第40条** 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

- 第41条** 当社は、本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
- 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入り求めた場合は、これに協力するものとします。
 - 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
 - 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
 - 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
 - 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良に管理者の注意をもって保管することとします。
 - 契約者は、前5項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
 - 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと。なお、禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
 - 契約者は、当社が提供するインターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないこととします。
 - 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
 - わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
 - 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
 - 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
 - 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
 - 他者になりすまして本サービスを利用する行為
 - ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
 - 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - 違法行為(けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
 - 人の殺害現場の画像等の残酷な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
 - 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
 - 当社のインターネット接続サービスの運営を妨げる行為

(電気通信事業者への情報の通知)

- 第42条** 契約者は、第17条(契約者が行う契約の解除)、第18条(当社が行う契約の解除)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、他の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、認証用識別番号、生年月日および支払状況等の情報(契約者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 契約者は、第18条(当社が行う契約の解除)第1項第6号、または第23条(利用停止)第1項第3号の規定に基づき本サービスの利用を停止されたことがある場合(いずれの場合においても、第41条(利用に係る契約者の義務)第8項の規定に違反した場合(禁止行為に抵触すると当社が判断した場合)は、他の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、認証用識別番号、生年月日等の情報(契約者を特定するために必要なものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(契約者に係る情報の利用)

- 第43条** 当社は、契約者に係る氏名、名称、契約者識別番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、当社および協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社および協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲(契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。
 なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。
- 契約者は、当社が本サービス契約に伴い保有する契約者に係る情報を共同利用することに同意するものとします。

(相互接続)

- 第44条** 相互接続点と間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。
- 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信を行うことはできません。

(提供区域)

- 第45条** 提供区域は、当社が別に定めるところによります。ただし、その提供区域内であっても本サービスをご利用できない場合があります。

(端末装置・ドングルの貸与)

- 第46条** 端末装置・ドングルを当社から貸与する場合は、端末装置・ドングルは当社の所有とします。
- 次の場合には、契約書は端末装置・ドングルを速やかに返還していただきます。
 - 本サービスの解除があったとき
 - 利用休止を請求し、その承諾を得たとき
 - その他移動端末装置・ドングルを利用しなくなったとき

(閲覧)

- 第47条** この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供しません。

(合意管轄)

- 第48条** 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(付則)

- この約款は、平成22年7月1日から施行する。
- この約款は、平成26年1月1日から施行する。
- この約款は、平成26年9月1日から施行する。
- この約款は、平成27年7月1日から施行する。
- この約款は、平成27年10月1日から施行する。

事務手数料(税別)		3,000円
項目		月額利用料(税別)
プラン	標準プラン	3,600円
	プラスCATVプラン ※2	3,200円
	プラスNETプラン	800円
	ファミリープラン(2台目以降)	1,500円
端末	USBタイプ	200円
	WiFiルータータイプ(A)	500円

- ※1 プランは月払いと1年前払い(11ヶ月分)が選択できます。端末につきましては1年前払いは12ヶ月分となります。
 ※2 プラスCATVプランはデジタルコースのみのセット料金となります。